

## 桐生市総合福祉センターに係る選定評価基準

| 評価項目        |                | 評価内容                                                                 |                                         | 配点  |
|-------------|----------------|----------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|-----|
| サービス内容      | 市事業方針との整合性     | 管理運営方針が施設の目的に合致したものとなっている。                                           |                                         | 10  |
|             | 目標水準           | 仕様書等で示した目標水準を達成するものとなっている。                                           |                                         | 10  |
|             | サービス向上のための取り組み | 利用者増加                                                                | 利用者の増加、施設稼働率の向上のための具体的な取り組みがある。         | 5   |
|             |                | 利用者満足                                                                | 利用者ニーズ、苦情を適切に把握し、サービスに反映させる仕組みが構築されている。 | 5   |
|             |                | 安全・快適                                                                | 安全で快適な利用が確保される管理運営となっている。               | 5   |
|             |                | 接客                                                                   | 障害者や高齢者に対し、障害特性等を理解し接しているか。             | 5   |
|             | 平等利用           | 市民の平等利用が確保される管理運営となっている。                                             |                                         | 10  |
|             |                | 障害者、高齢者等が利用しやすい管理運営となっている。                                           |                                         | 10  |
| コスト         | コスト            | 提案の指定管理料と標準指定管理料(担当課が積算し、募集要領等で示したもの)との比較により配点                       |                                         | 5   |
|             | 提案価格の妥当性       | 適切な根拠により積算されている。                                                     |                                         | 5   |
|             | 経費節減のための取り組み   | サービスの維持向上とコスト削減を両立させる、具体的かつ現実的な提案がある。                                |                                         | 5   |
| 応募団体の業務遂行能力 | 経営状況           | 経営基盤が安定しており、良好な経営状況である。                                              |                                         | 10  |
|             |                | 安定した管理運営を担保する実績                                                      | 本施設と同種の施設管理運営業務の実績がある。                  | 10  |
|             |                |                                                                      | 過去に指定管理者の責に帰すべき事由による指定取消等がないこと。         | 5   |
|             | 人員配置・研修体制      | 事業の運営に必要な知識と資格を持った人材の確保・研修体制があり、無理のない勤務ローテーションにより安全かつ質の高いサービスが提供できる。 |                                         | 10  |
|             | 安全管理・危機管理      | 日常の施設設備の維持管理方法が明確であり、安全・安定的な管理運営が行える。                                |                                         | 5   |
|             |                | 災害・事故・緊急時等の対応が構築されている。                                               |                                         | 5   |
|             | 法令遵守           | 労働法令                                                                 | 雇用・労働条件について配慮されている。                     | 5   |
|             |                | 個人情報保護                                                               | 個人情報保護や情報公開について適切な取り扱いがされている。           | 5   |
|             |                | その他                                                                  | 上記のほか、法令遵守上の課題がない。                      | 5   |
|             | 意欲・熱意          | 公の施設の管理運営に対し意欲や熱意が感じられる。                                             |                                         | 10  |
| その他         | 地域活性化          | 市内の人材の雇用、物資の地元調達を積極的に行うなど、地域活性化に貢献がある。                               |                                         | 10  |
|             | 障害者・高齢者雇用      | 障害者、高齢者の雇用機会が確保されている。                                                |                                         | 10  |
|             | 環境             | 省エネルギー対策やゴミの減量など、環境に配慮している。                                          |                                         | 5   |
|             | その他            | その他、市の重要施策に対する貢献がある。                                                 |                                         | 10  |
| 総合評価        |                | 上記の評価項目にないその他の優れている点や全体のバランスを評価する。                                   |                                         | 20  |
| 合 計         |                |                                                                      |                                         | 200 |

## 指定管理者選定基準に基づく評価について

### 《採点について》

- 1 申請者ごとに各委員がそれぞれ採点する。
- 2 採点は、配点項目ごとに別表のとおりA～Eの5段階で評価し、評価係数を乗じて算出する。
- 3 配点項目ごとに全委員の評価点を平均(少数第2位を四捨五入し少数第1位まで)したものを、当該配点項目の得点とし、全配点項目を合計した得点が7割以上となったとき、選定委員会として候補者に適すると判断する。

### ◎別表

| 評価段階 |        | 評価係数     |
|------|--------|----------|
| A    | 優秀である  | 配点 × 1.0 |
| B    | 満足である  | 配点 × 0.8 |
| C    | 平均的である | 配点 × 0.5 |
| D    | 物足りない  | 配点 × 0.2 |
| E    | 劣っている  | 配点 × 0.0 |

### ◎評価点

| 評価段階 | 配点  |     |     |     |
|------|-----|-----|-----|-----|
|      | 5点  | 10点 | 15点 | 20点 |
| A    | 5   | 10  | 15  | 20  |
| B    | 4   | 8   | 12  | 16  |
| C    | 2.5 | 5   | 7.5 | 10  |
| D    | 1   | 2   | 3   | 4   |
| E    | 0   | 0   | 0   | 0   |